

板橋区立郷土芸能伝承館指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(平成28年3月25日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立郷土芸能伝承館（以下「館」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立郷土芸能伝承館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第3条 委員会は、東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例（以下「条例」という。）第16条第2項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者につき、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織する。

(1) 外部委員 2名

ア 板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会委員

(2) 板橋区職員 3名

ア 板橋区教育委員会事務局地域教育力担当部長

イ 板橋区教育委員会事務局生涯学習課長

ウ 板橋区区民文化部文化・国際交流課長

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から選定した指定管理者候補団体が教育委員会と館の管理に関する協定を締結した日までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む3人以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を選定委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第6条 委員会は、第8条の審査項目に照らし、館の管理を行わせるに最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定し、教育委員会等に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、教育委員会等に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した事業者を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第16条第3項に掲げる基準に応じ、当該各号に定める審査項目により行うものとする。

- (1) 事業計画に関する理念及び基本方針
- (2) 施設管理に必要な人員配置計画
- (3) 施設管理の計画及び内容
- (4) 安全管理についての基本方針(事故対策、防犯、緊急時対応、個人情報保護等)
- (5) 施設管理及び事業運営経費の収支計画
- (6) 申請団体の経営状況
- (7) 申請団体の事業実績
- (8) 区内経済等への貢献
- (9) 指定管理者業務に対する熱意・意欲

(審査方法)

第9条 委員会は、第6条第1項の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条に規定する評価の対象となる項目を書類により審査、協議する。

イ アによる審査の結果、評価の高い団体を5団体以内で選定する。ただし、評価が同じ場合は、5団体を越えて選定することができる。

(2) 第二次審査

ア 前号の規定により選定された団体による事業計画の内容について、プレゼンテーションによる評価も加え審査する。

イ 第一次審査により選定された団体の財務内容について審査する。

ウ ア及びイによる審査の結果、評価の最も高い団体を候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は地域教育力担当部長が定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。